

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路 線 名</p>	<p>練馬所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字下安松字下川原一番三地先から同市東所沢和田二丁目三七番四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年三月五日 午後二時</p>
<p>備 考</p>	<p>道路改築事業による。 平成二十二年四月三十日付け川越県土整備事務所長告示十二号及び令和二年二月四日付け川越県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長九一四・一〇メートル</p>